

国立大学法人北海道教育大学における授業料等費用に関する規則

制 定 平成16年4月7日  
平成16年規則第43号

(趣旨)

第1条 国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用及び徴収方法については、法令等に特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

種別	区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学 部 等		年額 円	円	円
	本 学 の 学 部	535,800	282,000	17,000
	大 学 院 の 研 究 科	520,800	282,000	30,000
	養護教諭特別別科	273,900	58,400	8,300
	特別支援学校の小学部	—	—	1,000
	特別支援学校の中学部	—	—	1,500
	特別支援学校の高等部	4,800	2,000	2,500
	小 学 校	—	—	3,300
	中 学 校	—	—	5,000
幼 稚 園	73,200	31,300	1,600	
研 究 生 等	研 究 生	月額 29,700	84,600	9,800
	科 目 等 履 修 生	1単位 14,800	28,200	9,800
	特 別 聴 講 学 生	1単位 14,800	—	—

2 前項に規定する本学の学部の入学者選考において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、

前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし，第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

- 3 第1項に規定する特別支援学校の小学部，中学部及び高等部並びに小学校，中学校及び幼稚園の入学（幼稚園にあっては，入園。以下同じ。）を許可するための選考等において，抽選による選考等を行い，その合格者に限り試験，健康診断，書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については，第1項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
特別支援学校の小学部	円 5 0 0	円 5 0 0
特別支援学校の中学部	6 0 0	9 0 0
特別支援学校の高等部	7 0 0	1, 8 0 0
小 学 校	1, 1 0 0	2, 2 0 0
中 学 校	1, 3 0 0	3, 7 0 0
幼 稚 園	7 0 0	9 0 0

- 4 本学の学部の転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第1項の規定にかかわらず，30,000円とする。

（寄宿料の額）

第3条 寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

設置地区	寄 宿 舎 名	寄 宿 料
札幌地区	紫 藻 寮（男子）	月額 円 4, 3 0 0
	北 香 寮（女子）	4, 3 0 0
函館地区	桐 花 寮（男子）	4, 3 0 0
	翠 蔭 寮（女子）	4, 3 0 0
旭川地区	築ヶ丘寮（男子）	4, 3 0 0
	春 光 寮（女子）	1, 8 0 0
釧路地区	鶴ヶ岱寮（男子・女子）	1, 8 0 0

岩見沢地区	希望寮（男子）	4,300
	清明寮（女子）	4,300

（授業料の徴収方法）

第4条 第2条第1項の表の種別に掲げる学部等に係る授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学部等に在学する者の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学の場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 学部等のうち、前期又は後期中途において復学した者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第7条 学部等に在学する者のうち、特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、5月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第8条 学部等に在学する者のうち、後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（長期履修学生の授業料の額）

第9条 北海道教育大学学則（平成26年学則第1号。以下「学則」という。）第55条第2項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）のうち、入学前に長期履修を認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に学則第42条第1項に規定する修業年限の年数を乗じて得た額（以下「授業料総額」という。）を長期在学期間（その期間に1年に満たない期間があるときは、その期間を0.5年とす

る。以下同じ。)の年数で除した額とする。

- 2 長期履修学生のうち、入学後に長期履修を認められた者から徴収する授業料の年額は、当該長期在学期間のうち、残りの長期在学期間に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、授業料総額から、長期履修を認められた日までに納付すべき額を控除した額を、残りの長期在学期間の年数で除した額とする。ただし、前期に長期履修が認められた場合には、当該年度の後期に係る授業料に限り、当該年額の2分の1に相当する額とする。

(長期履修学生の授業料の特例)

第10条 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められる場合(短縮後の在学期間の年数が学則第55条第1項に定める修業年限の年数と等しくなる場合を含む。以下同じ。)には、当該長期履修学生から徴収する授業料の年額は、当該短縮後の長期在学期間のうち、残りの長期在学期間に限り、前条の規定にかかわらず、授業料総額から当該変更が認められた日までに納付すべき額を控除した額を、当該短縮後の残りの長期在学期間の年数で除した額とする。

- 2 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを前期に認められた場合には、当該年度の後期に係る授業料に限り、前条及び前項の規定にかかわらず、前項に規定する年額の2分の1に相当する額とする。

(研究生等の授業料の徴収方法)

第11条 研究生に係る授業料の徴収は、第2条第1項に規定する月額を、在学予定期間に応じ、3月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとし、在学予定期間が3月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとする。

- 2 前項の当該期間における当初の月が4月、7月、10月及び1月(以下「徴収月」という。)以外の場合は、最初の徴収に限り当該期間における当初の月から次の徴収月の前月までの期間分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとし、徴収月以後の在学予定期間の徴収は、前項の定めのとおりとする。

- 3 科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料の徴収方法は、第2条第1項に規定する1単位当たりの額に履修する単位数を乗じて得た額を、原則として前期にあっては4月、後期にあっては10月に徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第12条 入学料は、入学を許可するとき(本学が指定する入学手続期間中とする。)に徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第13条 検定料は、入学、編入学、転入学又は再入学の出願(第2条第2項及び第3項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収するものとする。

(寄宿料の徴収方法)

第14条 寄宿料は、寄宿舎に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際に徴収することができるものとする。

(授業料等の返還等)

第15条 授業料、検定料、寄宿料及びその他の費用(以下「授業料等」という。)の返還は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学する前年度の3月31日まで

に入学を辞退した場合 当該授業料相当額

(2) 第4条第3項及び第4項に基づき、前期及び後期に係る授業料を納付した者が、後期に係る授業料の徴収の時期前に休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額

(3) 本学の学部の入学者選考において、2段階選抜を行い、第1段階目の選抜で不合格となった場合 第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(4) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足による出願無資格者であることが判明した場合 第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(5) 附属学校の入学者選抜において、抽選による選考等で不合格となった場合 第2条第3項に規定する試験等に係る検定料相当額

(6) 寄宿料を前納した者が退寮した場合 退寮した月の翌月以後の既納の寄宿料相当額

2 前項各号のほか、学長が特に必要と認めた場合は、授業料等を返還することができる。

3 前2項の規定に基づき授業料等を返還する場合には、当該授業料等を納入した者から当該返還金に係る請求書を徴取するものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、本学におけるその他の費用に関しては、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成16年3月31日に本学の学部 に在学する者のうち、平成10年度以前に入学した者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	平成10年度入学者	平成9年度入学者
本学の学部	年額 円 469,200	年額 円 469,200

3 平成16年3月31日に幼稚園に在園する者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	平成15年度入園者	平成14年度入園者
幼稚園	年額 円 70,800	年額 円 70,800

4 この規則の施行の日以後において、幼稚園に転入園をした者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在園者に係る額と同額とする。

附 則 (平成17年3月31日平成16年規則第167号 改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、本学の幼稚園に在園する者のうち、平成15年度に入園した者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行日以後において、本学の幼稚園に転入園した者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在園者に係る額と同額とする。

附 則（平成19年3月29日平成18年規則第45号 改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日平成19年規則第69号 改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に特別支援教育特別専攻科に在学する学生に係る授業料等の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月5日平成21年規則第19号 改正）

この規則は、平成22年3月5日から施行する。

附 則（平成24年1月24日平成23年規則第68号 改正）

1 この規則は、平成24年1月24日から施行する。

2 この規則の施行の日において、教育学研究科に在学する学生のうち、平成22年度以前に入学した学生の授業料の額は、改正後の第9条及び第10条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月1日平成24年規則第24号 改正）

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の日において、在寮する学生のうち、平成22年度以前に入寮した学生の寄宿料の額は、改正後の第3条にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの期間に在寮する学生（平成22年度以前に入寮した者を除く。）のうち、春光寮及び鶴ヶ岱寮に在寮する学生に係る寄宿料の額は、改正後の第3条にかかわらず、次の表のとおりとする。

設置地区	寄 宿 舎 名	寄 宿 料
旭川地区	春光寮（女子）	1,200
釧路地区	鶴ヶ岱寮（男子・女子）	1,200

附 則（平成27年3月26日平成26年規則第32号 改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。